

令和5年度第1回  
朝霞市情報公開・個人情報保護審議会議事録

令和5年4月17日

市長公室 市政情報課

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会	
開 催 日 時	令和 5 年 4 月 1 7 日 (月) 午前 1 0 時 0 0 分から 午後 1 1 時 0 0 分まで	
開 催 場 所	市役所 別館 2 階 第 1 委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0 人	

令和5年度第1回

朝霞市情報公開・個人情報保護審議会

令和5年4月17日（月）

午前 10時00分から

午前 11時00分まで

市役所 別館2階 第1委員会室

1 開 会

2 配付資料の説明

3 議 題

（1）変更届による修正を行った個人情報取扱事務の報告

（2）廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務の報告

（3）審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務の報告

（4）情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告

（5）その他

4 事 務 連 絡

5 閉 会

出席委員（9人）

会	長	加藤隆之
副	会	宮原均
委	員	かしわや 勝幸
委	員	照屋彰夫
委	員	外山まき
委	員	北條清美
委	員	牧野正明
委	員	山内善四郎
委	員	山田正志

欠席委員（1人）

委	員	プラット ゆき
---	---	---------

---

事	務	局	市長公室次長兼市政情報課長	奥山雄三郎
事	務	局	市政情報課長補佐	大井田和恵
事	務	局	市政情報課市政情報係長	辻 哲 弥
事	務	局	市政情報課市政情報係主任	小曾根 由 香
事	務	局	こども・健康部次長兼保育課長	玄 順 正 明
事	務	局	保育課保育係主査	山 守 達 也

## 資料一覧

- ・資料1 変更届による修正を行った個人情報取扱事務
- ・資料2 廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務の報告
- ・資料3 審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務
- ・資料4 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
- ・新旧（保育園等の利用調整及び利用者負担額に関する事務）
- ・「朝霞市の新しい個人情報保護制度」

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○加藤会長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年度第1回朝霞市情報公開・個人情報保護委員審議会を開会させていただきます。

本日、傍聴者は、いらっしゃいますか。

○事務局・小曾根市政情報係主任

いらっしゃいません。

○加藤会長

現在いらっしゃらないとのことですが、この後、傍聴者が来た場合は、随時入室していただきますので御了承ください。

傍聴者はいませんが、まず、前回の会議でお話しましたが、この審議会において、傍聴者による録音、撮影を許可するかどうかについて、委員の皆様にお諮りすることにしていました。

皆様の御意見をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

（異議なし、の声）

○加藤会長

許可しないということでも、よろしいですか。

異議がないというのは、許可した方がよろしいですか。

（許可してもいいのではないのでしょうか、の声）

○加藤会長

録音、撮影の両方ともですか。

前回のお話ですと、ほかの審議会で認めている所は、実際存在するそうです。ただ、私が今まで経験した所では、1か所も認めていません。やっぱり、録音とか録画を切り取って、その部分だけ流れることがあるので、基本的には認めないという所が、数的には多いと思います。

ただ、皆さんがよろしいとおっしゃるのであれば、多数決で認めることについては、私は、特に強く反対するつもりはないです。

○山田委員

1点確認ですが、録音・録画しないとなった場合は、今この場から一切録音・録画しないということですか。

○加藤会長

傍聴者による録音、撮影を許可しないということです。事務局は、議事録を作るために録音をしています。傍聴者が入ってきた場合に、その人の録音と撮影を認めますかという話です。そこらは、数的には認めないというのが普通だと思いますということで、前回申し上げたのですが。

○山田委員

私も、録音等に関しては、今おっしゃられたとおり、一旦事務局で確認して出るというのならまだ良いとは思いますが、その方の独自の判断で出すというのは怖いので、私は、そういうものは控えた方がいいと思います。

○加藤会長

ほかの委員の皆様方は、いかがでしょうか。

○牧野委員

傍聴者に対しては、私は、認めないというのが基本だと思います。

そもそも、個人情報というものの自体の感覚で言えば、第三者にいろいろな情報が流れること自体が問題だと思っていますので、これは、あくまでも我々だけに留めるべきだと。私は、そう思います。以上です。

○加藤会長

ありがとうございます。

○外山委員

基本的に議事録は公開されるので、傍聴者の方に一部を切り取られて、誰かの発言だけを前後の脈絡なきに公開されたりすると、誤解が広がる可能性がありますので、議事録で確認してくださいというふうにする方がよろしいかと思えます。

○加藤会長

ありがとうございます。

○北條委員

前回、欠席だったのですが、議事録を読ませていただいて、録画というのは、ちょっと問題だと思うのです。全く公人ではないので、録画や録音は反対です。

○加藤会長

ありがとうございます。

そうしましたら、傍聴者の方には、録音と録画を控えていただくという形でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

◎2 配付資料の説明

○加藤会長

それでは、次に、審議に入る前に事務局から報告事項と、配付資料及び本日の予定についての説明があるということですので、御説明をお願いします。

○事務局・大井田市政情報課長補佐

審議に先立ちまして、事務局から御報告申し上げます。

本審議会は、委員の過半数を満たす委員が出席しておりますので、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第2項の規定に基づき、会議は成立いたしますことを御報告申し上げます。

本日、欠席の御連絡は頂いておりません。

次に、4月1日付けで本市の人事異動がありましたので、順に御紹介させていただきます。

初めに、稲葉竜哉市長公室長です。

○稲葉市長公室長

市長公室長の稲葉でございます。よろしくお願いします。

○事務局・大井田市政情報課長補佐

続きまして、奥山雄三郎市政情報課長です。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

奥山です。どうぞ、よろしくお願いします。

○事務局・大井田市政情報課長補佐

続きまして、辻哲弥市政情報係長です。

○事務局・辻市政情報係長

辻と申します。よろしくお願いします。

○事務局・大井田市政情報課長補佐

大変恐縮ですが、市長公室長は次の用務がございますので、ここで退席をお許しいただきたいと存じます。

○事務局・稲葉市長公室長

それでは、よろしくお願いします。

○事務局・大井田市政情報課長補佐

それでは、次に配付資料の確認に入らせていただきます。

まず、委員の皆様にお送りしました会議資料で、会議次第、それから資料1、資料2、資料3、資料4まで、こちらを事前にお送りしております。

不足等がございましたら、お申し出いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。



また、本日、皆様の机の上に資料をお配りさせていただいております。まずA4、1枚で、「新旧（保育園等の利用調整及び利用者負担額に関する事務）」というものが1枚、あと、「朝霞市の新しい個人情報保護制度」というA4、2枚のものを追加資料として配付しております。

次に、本日の予定についてでございますが、会議次第の3「議題」を御覧いただければと思います。「(1) 変更届による修正を行った個人情報取扱事務の報告」から、「(5) その他」となっております。

なお、議題(1)から(3)については、令和5年3月31日までは、朝霞市個人情報保護条例に基づいて事務登録を行ったため、3月末までの状況につきまして前回までと同様に報告させていただきます。

その後、会議次第の4「事務連絡」となっております。

最後に、本日の審議会においては、会議録作成のため、御発言される前には、お名前をおっしゃっていただいております。御発言をお願いいたします。

報告事項、配付資料及び本日の予定については、以上でございます。

それでは、加藤会長に議事の進行をお願いします。

○加藤会長

ありがとうございました。

◎3 議題 (1) 変更届による修正を行った個人情報取扱事務の報告

○加藤会長

それでは、議題の審議に入りたいと思いますので、議事の進行に御協力をお願いします。

まず、議題(1)「変更届による修正を行った個人情報取扱事務の報告」について、事務局から報告をお願いします。

○事務局・小曾根市政情報係主任

議題(1)について、前回の会議で保育課の事務に関して、個人情報の収集内容について、委員の皆様から御意見を頂きました。

本日、机の上に配付した資料を基に、保育課の職員からまず御説明をさせていただきます。

○事務局・玄順こども・健康部次長兼保育課長

保育課長の玄順と申します。よろしく申し上げます。

お手元に配付しました、「新旧（保育園等の利用調整及び利用者負担額に関する事務）」を御覧ください。

前回、御質問等があった部分につきまして、新たな様式に移行したことに伴い、内容を見直しし

た部分について御説明します。

まず、○の一つ目、「保育園入園希望者」、その次の○、「保育園入園者」につきましては、「国籍」の収集を削除しました。

一つ飛ばしまして、四つ目の「保育園入園者の保護者」及びその下の「保育園入園希望者の同居の親族」の部分につきましては、「性別」、「児童手当支給状況」を削除しております。

また、その次の「保育園入園希望者の同居の親族」及び「保育園入園者の同居の親族」につきましては、「性別」、「水道水栓番号」、「水道使用開始日及び中止日」を削除しております。

上に戻りまして、三つ目の「保育園入園希望者の保護者」につきましては、「性別」、「水道水栓番号」、「水道使用開始日及び中止日」、「児童手当支給状況」の方を削除させていただきました。

説明につきましては、以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの保育課からの説明について、何か御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

○牧野委員

この内容ですが、これだけの情報をどのような目的で必要なのか、私には、全くもって理解ができないのですが、御説明していただけませんかでしょうか。

○加藤会長

お願いします。

○事務局・玄順こども・健康部次長兼保育課長

こちらの内容でございますが、全てを全員の方から徴収するというのではなく、必要に応じて徴収するものがございます。前回の会議で、保護者の親族、おじいちゃんやおばあちゃんの健康状況までも収集するのかなというお話があったかと思いますが、こちらにつきましては、保育園の入園につきましては、保育の必要性を点数化して、点数が高い方から順番に希望の保育園に入るという形になっております。その際に、祖父母の障害の状況ですとか疾病状況によって、それが加点される、点数を付けることが可能となっております、その方の点数が高くなることによって保育園に入園することがより可能になるということで、その方がそういった状況にある場合には、障害者手帳ですとか診断書を提出していただいておりますので、全てのおじいちゃん、おばあちゃんに対して収集するものではございません。その方が加点に必要だという場合に、提出された場合に収集するものです。

また、水道の関係も出ておりましたが、こちらも全ての方から収集するのではなく、保育料を

滞納された方、納めていただかなかった方につきましては、それがかなり高額な金額になってしまった場合には、収納課にあります未収金担当係に事務を移管しまして、市民税や固定資産税と同じように税金の徴収事務をお願いしています。その際に、水道料金の状況等を確認していただきまして、その情報を事務の移管、滞納が全部終わった段階で保育課に書類が全部戻ってまいりますので、その際に、収納課で収集した水道料金等の状況が書類としてこちらに戻ってくるということで、収集する可能性があるということで記載しています。

ですので、こちらに書いてあるものは、全員から同じように収集するわけではなく、必要に応じて収集する可能性があるというものを全て載せているような状況です。

説明については、以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

いかがでしょう。牧野委員、よろしいでしょうか。

○牧野委員

了解しました。

○山田委員

今回、新しい新旧で見ていると、前回の会議でも水道の取扱いのところで問題にはなっていたのですが、今回変更内容で、削除がこれだけあるということで、ここに至った経緯は、どういったものなのでしょう。

○事務局・玄順こども・健康部次長兼保育課長

確かに、こちらの方でかなりの数を削除いたしました。こちらは、前回の会議等も含めて御意見を頂いた部分や、現在の業務内容をもう一度見直した結果、必要な部分と、審議会でも個人情報最低限の収集と御意見を頂きましたので、もう一度課で見直しをさせていただいた結果、削除させていただいております。現状として、そこまで聴かなくても大丈夫だという部分については、極力削除させていただいた状況です。

以上です。

○山田委員

分かりました。ありがとうございます。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

恐らく、書式の問題はあると思いますが、お話を伺っていて、市から求めて必ず提出してもらう情報と、言わば任意的に出してきたものを預かるといいますか、市民の方が必要だと感じて出す情

報と、何となく分かれていると思うのですよね。

また、水道の部分については、なるほどと思ったのですが、例えば市営住宅でも同じですよね。要するに、何らかの滞納があった場合、恐らく朝霞市の場合は、最初の取っ掛かりを水道の方から調べているということですよ。

今、正確に条文が出て来ないのですが、新しくなった個人情報保護法で、情報を別の課から取れるはずなんですよ。それは多分、認められているので、そうすると、今言っただけでも3種類に分かれていますよね。3番目は、ほかの課も正直に書いてないのではないかなと思うのですよね。

つまり、例外的に滞納があった場合に、そういう手続を踏んでできるという形に多分なっていると思うので、内部的には、今後どうするのか分からないのですが、情報の分類をした方がいい場合もあるのかなと。そうでないと、委員の方にとっても分かりにくいですよ。これを全部取っているのかと、普通の人は驚くので、特に、保育園は扱う量が多いとは思いますが、多いからこそ分類して整理した方が、かえって課としても分かりやすくなっていくのかなという気はしました。

#### ○牧野委員

私も同意見でございまして、情報の濃淡があると思うのです。ですから、必ず必須の情報と付随的に起こるような場合の情報、これをどうしても必要なときにはそれを開示してもらおう。こういうやり方に変えて、例えば主要な項目だけは太字で書いてあって、ほかの付随的なものは、少し細い字で書いてあるとか。そういう濃淡が分かるようでないと、全部の情報を皆さん開示しますよと捉えられますので、市から出していただく場合もそのようにしていかないと我々市民が混乱しますので、やはりそうしていただければいいと思います。

#### ○加藤会長

ありがとうございます。

#### ○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、御意見を頂戴しまして、やはり、この資料から読み取れない部分は、確かにあるなと私も感じておまして、今、担当課で積極的に収集する個人情報と、例えば収納課に移管してそちらで収集した個人情報が元の担当課に戻ってきて保管されていく、何らかの様式で、その辺りが分かるような形に今後検討させていただいて、準備をさせていただければと思います。

以上です。

#### ○加藤会長

ありがとうございます。

ほか、この件につきまして、よろしいでしょうか。

保育課の皆さん、ありがとうございました。

そうしましたら、事務局、次へ進めていただけますか。

○事務局・小曾根市政情報係主任

続きまして、事前に郵送した資料に基づいて報告をします。

資料1を御覧ください。

資料1の1ページから10ページまでが、本報告に係る事務内容票になります。

この報告は、朝霞市個人情報保護条例第8条第5項の規定に基づいて行うもので、個人情報の取扱事務登録一覧表に記載された事務のうち、変更があったものを報告するものです。

御質問は、報告が全て終了してからお受けしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

変更の内容につきましては、11ページからの一覧表に基づいて御報告をします。

それでは、11ページを御覧ください。

まず、「秘書課の叙勲、表彰等に関する事務」は、「目的外利用の収集先」の追加及び削除を行うため、事務の変更を行いました。

次に、危機管理室の「消防団の運営に関する事務」は、入団申請方法に電子申請を追加したため、事務の変更を行いました。

続きまして、12ページを御覧ください。

人権庶務課の「男女平等推進事業に関する事務」は、個人情報の収集対象者及び収集する項目を変更するため、また、計画策定及び男女平等推進事業に係る意見の募集等を行うに当たり、主義・主張等をするため、事務の変更を行いました。

次に、環境推進課の「畜犬登録に関する事務」は、改正動物愛護管理法の施行に合わせ、事務の見直しを行ったため、事務の変更を行いました。

続きまして、13ページを御覧ください。

福祉相談課の「民生委員児童委員に関する事務」は、民生委員児童委員との緊急時における連絡方法として、メールアドレスを収集するため、事務の変更を行いました。

次に、健康づくり課の「感染症に関する事務」は、埼玉県との連携事業により、感染症で自宅療養が必要な市民に対し、パルスオキシメーターの貸与を行うため、事務の変更を行いました。

最後に、14ページを御覧ください。

健康づくり課の「早期不妊治療費助成事業に関する事務」は、特定不妊治療の保険診療開始に伴い要綱を改正し、個人情報の収集先及び記録項目について見直ししたため、事務の変更を行いました。

変更届による修正を行った個人情報取扱事務の報告については、以上でございます。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの変更届による修正を行った個人情報取扱事務の報告について、何か御質問等はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

一点、すごくさ末なことなのですが、例えば1ページの真ん中辺り、収集する個人情報の記録項目のところの4行目で、「犯罪・違反」と書いてあるのですけれども、違反って何なのですか。ほかのところにも結構出てくるのですが、「犯罪・違反」と書いてあるのですが。

○事務局・辻市政情報係長

この違反が何を意味しているのかということまで、こちらに資料がなくて分からないのですが、恐らく犯罪とか、逮捕されるまでに至らないような軽微な、例えば交通違反だとか、そういったものの記録かとは思いますが、今、正確にこれが何を意味しているかまで分からなくて、申し訳ございません。

以上です。

○加藤会長

スピード違反も犯罪ですよ。なので、要するに違反って普通に考えると、どんなものでも法律に反していれば違反と言いかねないので、無限に広がるなと思ひまして。全部あらゆるものが入って来てしまうので、無限に広がるなと。それだけです。恐らく、そんなに集めていることは、多分ないと思うので。

そうしましたら、ほか、よろしいでしょうか。

外山委員。

○外山委員

9ページの「早期不妊治療費助成事業に関する事務」で、新しく収集する項目に、「課税・納税状況」とあるのですけれども、これは、納税の方は1本線が引いてあるということは、課税状況のみということなのでしょうかとということと、これは、収入だけではなく、税金がどれぐらい課されているかということも調べるということなのでしょうかと。

○事務局・辻市政情報係長

一応、納税のところは線が引っ張ってありますので、納税は集めない予定ということで、伺っております。収入や課税というところですが、医療費の高額療養費という制度がありまして、その区分が収入や課税の区分によって決まってくるので、そこを収集するというで伺っております。

以上です。

○加藤会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

○牧野委員

資料1の1ページ、秘書課の件なのですが、収集対象者の中に「所属政党」というのが入っていますが、これは、いろんな意味があると思うのですが、今いろいろとやかましく言われている中で、こういうものを情報として入れることがいいのかどうか。

もし、問題があるのだったら、犯罪や違反で把握できるので、所属政党まで入れる必要性があるのかが、懸念があるのですが。

○事務局・辻市政情報係長

所属政党に応じて、例えば叙勲とか表彰を変えるということは、恐らくしていないと思います。

ただ、恐らく参考情報として得ているものかと思うのですけれども、本当に必要なのかどうかに関しては、担当課にも確認してみたいと思います。

○牧野委員

ある政党だったら嫌だとか、変な話がここに内在してないですかと取られがちですから、本当に必要な項目ですかと、私は思います。

○事務局・辻市政情報係長

市民の皆様にもそのような疑念を持たれないように、どういった理由で集めているか確認するように担当課にも話してみたいと思います。

ありがとうございます。

○加藤会長

団体加入の有無等も確かにありますね。

推測になりますけれども、基本的に叙勲なので、国から依頼されて出してほしいと、恐らく言われているのではないかと思うんですね。

○牧野委員

そういうことだと思います。

○加藤会長

そうすると、朝霞市としては、やらざるを得ない。もともと国がこの情報を求めているというところが、問題があるとすればそちらだと思うんですね。恐らく、朝霞市がノーとは言えないのかなという気がしなくもないのですが、御確認していただいてよろしいですか。

○牧野委員

ちょっと、気になりますというだけです。

○事務局・辻市政情報係長

はい、分かりました。

○加藤会長

ほか、よろしいでしょうか。

◎3 議題 (2) 廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務の報告

○加藤会長

次に、議題(2)「廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務の報告」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻市政情報係長

廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務について報告します。

この報告も、朝霞市個人情報保護条例第8条第5項の規定に基づいて審議会に報告するものです。

資料2を御覧いただき、1ページ目から11ページ目まで、今回、合計11件の廃止の事務内容票を掲載しております。

最初が、「市税徴収嘱託員に関する事務」で、一番最後、11個目が「市制施行記念事業に関する事務」、こちらの11件となっております。こちらは、令和5年4月から事務登録簿に代えまして、個人情報取扱管理簿というもので個人情報を管理していくことになるため、各課で移行作業を行う中で、既に個人情報を取り扱っていない事務について、廃止の手続を行ったものです。

廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務の報告については、以上です。

○加藤会長

それでは、ただいまの廃止届による抹消を行った個人情報取扱事務の報告について、何か御質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (3) 審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務の報告

○加藤会長

次に、議題(3)「審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務の報告」について、事務局から御報告をお願いします。



○事務局・小曾根市政情報係主任

それでは、引き続き、審議会承認基準に適合すると判断して行った、個人情報取扱事務について報告します。

資料3の1ページを御覧ください。こちらは、審議会の答申で提示された承認基準の類型に合致すると判断して行った事務について報告をするものです。

初めに、「1 収集が禁止される個人情報を収集することの承認基準に適合すると判断して、収集が禁止される個人情報の収集を行った事務」です。

まず、類型1-1番です。人権庶務課の「男女平等推進事業に関する事務」は、男女平等推進事業において、計画策定及び男女平等推進事業に係る意見の募集等を行う際に、文書、メール等により「主義・主張」を収集するものです。

続きまして、「2 目的外利用の承認基準に適合すると判断して、目的外利用を行った事務」です。

類型2-1番。秘書課の「叙勲、表彰等に関する事務」が二つ続きますが、こちらは、表彰対象者の要件を確認するため、契約検査課の「入札監視委員会に関する事務」とみどり公園課の「内間木公園拡張整備等に関する事務」の個人情報を収集するものです。

次に、2ページを御覧ください。「3 目的外利用に係る本人通知省略の承認基準に適合すると判断して、本人通知を省略した事務」です。

類型3-1番。こちらと同じく、秘書課の「叙勲、表彰等に関する事務」が二つ続いています。

市が実施する表彰等の候補者の確認をするため、契約検査課の「入札監視委員会に関する事務」と、みどり公園課の「内間木公園拡張整備等に関する事務」の個人情報を収集するものですが、本人がその収集を知った場合、受賞の期待を抱かせるおそれがあるため、本人への通知を省略するものです。

審議会承認基準に適合すると判断して、諮問を省略した個人情報取扱事務についての報告は、以上です。

○加藤会長

ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまの審議会承認基準に適合すると判断して行った個人情報取扱事務の報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎3 議題 (4) 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告

○加藤会長

次に、議題(4)「情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻市政情報係長

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について、御説明します。

資料4を御覧ください。

令和5年1月から3月までに行われた公文書公開請求や、自己情報開示請求などの受付件数や公開率などについて御報告します。

最初に、公文書公開請求の受付件数及び決定の状況です。

市長が実施機関となる請求は8件ありまして、対象となる公文書は89文書でした。内訳は、公開が20文書、部分公開が62文書、非公開が7文書でした。

また、教育委員会が実施機関となる請求は2件ありまして、対象となる公文書は64文書でした。内訳は、公開が3文書、部分公開が61文書でした。

そのほか、市議会、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、土地開発公社が実施機関となる請求がそれぞれ2件ずつありました。

続きまして、裏面の2ページ目を御覧ください。

自分の情報が記載された公文書の開示を求める自己情報開示請求の受付件数及び決定の状況です。

市長が実施機関となる請求が3件あり、対象となる公文書は3文書でした。内訳は、部分開示が2文書でした。

また、選挙管理委員会が実施機関となる請求が1件あり、対象となる公文書は3文書でした。内訳は、開示が1文書、部分開示が2文書でした。

また、自己情報訂正等の請求につきましては、今回もありませんでした。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況の報告は、以上となります。

○加藤会長

ありがとうございました。

そうしましたら、今の情報公開制度・個人情報保護制度運用状況の報告について、何か御質問等ありますでしょうか。

○照屋委員

農業委員会以下、受付をされていて非公開になっているのですが、この非公開になるときの理由に

ついて、申請をなされた方に説明をしておられるのでしょうか。

○事務局・辻市政情報係長

非公開の理由についても、付した文書で請求者の方にはお示ししております。

以上です。

○加藤会長

非公開処分がされた後に、審査請求がされたケースはないということなのですね。

○事務局・辻市政情報係長

昨年度は、ありませんでした。

○加藤会長

もしあった場合は、それも記録に一応出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局・辻市政情報係長

この報告書の書式の中には、そういったところを入れる所がないのですが、もしあった場合は、もちろん、こちらの審議会でも報告します。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

○山田委員

今お話しされていたのは、非公開の処分を受けた方が再度不服申立てといった形で申請するということですか。

○加藤会長

そうです。

○山田委員

分かりました。ありがとうございます。

○加藤会長

要するに、非公開の処分を受けた場合に、おかしいのではないかとということで、上級行政庁等に審査請求するということです。朝霞市の場合は、別の部署にもう1回審査してくださいと申し立てる、そういうことです。

○山田委員

分かりました。ありがとうございます。

○加藤会長

ほか、いかがでしょうか。

◎3 議題 (5) その他

○加藤会長

そうしましたら、次は、議題5の「その他」について、事務局から御報告をお願いします。

○事務局・辻市政情報係長

資料はないのですが、今後のこの審議会の運営方針について、お話しさせていただきたいと思えます。

これまで、主に個人情報取扱事務の登録等について、先ほども報告があったような形で事務を類型化させていただいて、承認基準に該当すると判断したものをこちらの審議会に報告させていただいていまして、情報公開制度・個人情報保護制度の運営に関する重要事項や特定個人情報保護評価に関する事項について、諮問、答申、そういったものを行っていただいていたのですが、令和5年度以降なのですが、こういった類型的な審議会への諮問が禁止されました。4月から始まっている施行条例の規定を改正とか廃止するだとか、個人情報の安全管理措置についての基準を定めたりする場合や、個人情報の取扱いに関する運用上の細則、ルールみたいなものを定める場合等、特に必要な場合のみ、この審議会に諮問ができるという形になっております。

ですので、この審議会の運営の仕方、在り方が、今までと若干変わってくるかなと事務局でも考えておりまして、新年度の体制変更などもありましたので、今後の運営方針について、会長、副会長、それから事務局とどうやってやっていくかというのを検討させていただいた上で、次回の会議で今後のこの審議会の運営の方針、どうやってやっていくかという案をお示しできればと考えております。

今、事務局ではそういった形で考えておりますが、もし何かあれば、御意見を伺えればなと思っております。

連続で申し訳ないのですが、今回机上に配付させていただいた資料で、「朝霞市の新しい個人情報保護制度」という、両面刷りの2枚のパンフレットのようなものを置かせていただきました。こちらなのですが、令和5年4月から個人情報保護制度の改正に伴いまして、このようなリーフレットを作成して、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

現時点では、こちらは案で、まだ確定したものではないのですが、従前も作成してはいたのですが、A4二つ折りの2色刷りで、両面を開いて見えるパンフレットを大体1,000枚ぐらい作成させていただいて、掲示及び配布を行いたいと考えております。

現在、お配りしたものなのですが、デザインや文言は、まだ案の段階ですので、御覧いただきましてお気付きの点がありましたら、事務局の私、辻まで御連絡いただければと思います。

5月ぐらいには、作って配布したいと考えておりますので、なるべく早めに意見をいただけれ

ば反映できるかもしれないですし、ぎりぎりまで文書の推こうを重ねていきたいと考えておりますので、お気付きの点がございましたら、今日この場だけでなく後日でも構いませんので、事務局に御連絡いただければと思います。

まとめてしまったのですが、2点、よろしく願いいたします。

○加藤会長

ありがとうございました。

ただいまの2点につきまして、委員の皆様方から御質問等ございましたらお願いします。

外山委員。

○外山委員

それでは、この「朝霞市の新しい個人情報保護制度」の2枚つづりのものの2枚目の裏で、「行政機関等匿名加工情報の提案募集制度」ということで、以前、匿名加工情報の民間企業への提供はどうされますかとお伺いしたとき、とりあえずは、提供しないが、将来的にはというお話だったと思うのですが、これは、すぐ5月からこういうパンフレットを配ってやりますよということでしょうか。

○加藤会長

お願いします。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、外山委員から御指摘いただいた点ですが、私もこちらのパンフレットを見まして、そういった誤解が生じるのではないかということで、ここに更に朝霞市としては他市の状況等、先進市の状況など見ながら検討していきたいということを一文加えたいなと考えておまして、直ちに朝霞市が匿名加工情報を提供するということはありませんよということは、御案内したいと思っています。

○外山委員

分かりました。

これを見ると、どう見ても、手数料無料で、開示請求があった翌日から14日以内に提供するかしないか決めますよと読めるのですが。匿名加工情報は、個人情報を変元できない状態に加工して民間企業に提供するということですが、こちら、手数料は無料と書いてありますが、匿名加工情報を作成するために、ソフト等を使用しないと手作業でやるのは大変ですよ。普通、売られているソフトは年間使用料が何十万、何百万とか、データの大きさによってありますよね。恐らく、人海戦術でアナログ的に加工するわけではないですよ。ソフト等、かなりお金を掛けないと匿名加工情報にはならないと思うのですが。

それでも恐らく、今まで行政は情報開示請求の要求があったら、大体、公開するかしないかを決

めて、公開するのであったら無料で公開してきたと思うのですが、今まで加工の手間とかはなく公開していたと思うのですが、匿名加工情報は非常にリスクがあるといえますか、行政にとっては、個人情報と特定されると情報漏えいという責任を問われますよね。民間企業にとってみれば、非常にほしい情報で、本来民間では、高額で情報は取引されているけれども、行政に聴いたら無料でもらえるといったら、民間企業から見たら手間なくおいしい情報がたくさんもらえる、行政はコストを掛けて加工しなくてはいけなくて、でも、提供は無料となると、リスクしかないわけですが、ほかの先進市自治体も無料で提供しているものなのですか。その辺は、調べていらっしゃるのでしょうか。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

匿名加工情報につきましては、恐らく今後、市や行政機関で保有している情報をどのような形に加工して外に出していくかといったルールは、一定作られていくと思います。

朝霞市としては、特に今そういったルールというのはございませんので、あくまでもこの「無料」というのは、下の「開示請求等の概要」の、従前のおり個人の方がある程度の絞り込まれた情報を請求する場合に適用していくものとして考えておりました、匿名加工情報につきましては、今後こういったルール化をして企業などに提供できるのかというのが、ある程度見えてくると思います。そういったものを見ながら、今後朝霞市としても検討していく、そういった立ち位置で考えています。

○外山委員

そうしたら、逆にこういうことは載せない方がいいのではないのでしょうか。これを見たら、絶対企業が何万人単位で朝霞市の寝たきりの要介護5の方の情報を匿名加工情報で、どの辺の地域に何人いるのか、くれと言ったら無料で全部もらえるように見えますよね。私はそういうふうに取り取りましたけども。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、並んで記載されていますので、そういった誤解が生じるような面もあるかと思いますが、私どもとしては、その他でこういった制度が法律に位置付けられていますという形で御紹介しているというのが基本的なスタンスで記載させていただいておりますので、誤解が生じない形ですね、ページを変えたり表記を少し工夫するなどして、今、外山委員から御指摘いただいたような誤解が生じない表現で見直しをしていきたいと思っています。

○加藤会長

そもそも、少しこれはおかしくて、開示請求と匿名加工情報の提案募集制度、全く別なので、この最後のページがおかしいんですね。

この開示請求の方は、多分前のページの③の所に組み込まなければいけないということですよね。そもそも、別制度ですよ。

あと、恐らく朝霞市は当分やらないと思うんですよ。前回もお話が出たかもしれないのですが、匿名加工情報は、外山委員が御心配されているような点は多分ない。一点、ないかなと思うのは、ここでこれに費用を結局、市が負担するとなったら、税金を全部使って、それこそ、おっしゃったように一部の企業だけ利するわけですよ。ですので、国の方で多分想定しているのは、匿名加工するための費用は、全部その情報を得る人に負担させる形を取りますというふうに、どの文書かは忘れたんですけど、そういう形で仕組みを考えているので、必ずしも税金でやってくださいという意味ではないので、そこは恐らく大丈夫だと思います。

ただ、私もよく分からないのですが、恐らく朝霞市が、実態が分からないので様子見ということになっているのですが、業者の方では、東京都ぐらいのデータ量だと本当に希望する業者がいるらしいんですよ。そういうところが圧力を掛けて、やらせてくれ、費用は掛かってもいいといった感じなのですが、通常の市町村レベルだと、余りそういう要望自体も今のところは挙がっていないというのが現状みたいですよ。だから、その取組も各市町村で決めていいですよという状況だと伺っています。

しかし、いずれにしてもここに記載があるのは、誤解を与えるので、これは削除でいいのではありませんか。やらないのであれば、かえってなくていいと思いますけども。私は、削除でいいと思うんですよ。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、会長からも御指摘をいただいたので、削除する方向で検討します。

○加藤会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○牧野委員

私の個人的な意見かもしれませんが、この審議会で検討すべき内容であるかどうかは分かりませんが、私が今、一番心配していますのは、我々個人よりも市が全部の個人情報をデータとしてお持ちになっているような感覚を受けるんです。それを一元管理されて、今ハッカーやいろんなものが流れている中で、この一元管理している状態が全部漏れるということ、私は非常に心配するんです。個人情報保護法のために、皆さんが一元管理したために、全部が簡単にハッカーしやすくなっている。だから、そのセキュリティの問題を、ものすごく心配しています。

先ほど申しましたように、個人情報の根幹、例えば名前と住所ぐらいは確実に皆さん共有しても

いい話ですけれども、枝葉の部分、例えばこの部署は、この担当者がこういう情報は持っていなくてはいけない。だけど、ほかの人は要らない。そういう区別があると思うんですね。そこで、セキュリティがかみ合うことができれば、情報が、一番上の分が取られたとしてもここが保護される。そういうセキュリティという観点から見て、今どようになっているのか、私、全然分からないものですから、その辺を心配して、この審議会で審議する内容かどうか私は分かりませんが、そこが一番、今私個人としては心配しています。

私、ほかの仕事の関係で、市の方にこういう情報を提供していただきたいというお話をしたら、全部拒否されましたけども、それは個人情報です。ところが、片方では簡単に変なことをやればできるという状態になるというのは、一番心配なので、その辺はどのようにお考えなのか、この審議会の内容からは外れるかもしれませんが、その点だけ教えていただきたいです。回答は難しいと思いますが。

#### ○事務局・辻市政情報係長

牧野委員のおっしゃる懸念は、多分いろいろな方がお持ちかと思うんですね。令和7年度をめどに、国では自治体のシステムの共通化、標準化を今やっていて、逆に、牧野委員が多分危惧してらっしゃる方向といたしますか、どんどんデータを集めて一元化して、具体的には私も詳しくないのですが、どこかのデータセンターに全て集めて、全国でつなげるといった共通のシステムを作ろうと、国がどうも進めているようなんですね。

朝霞市としても、デジタル化推進方針というのを昨年作りまして、市政情報課と、デジタル推進課で文書のデジタル化等を進めています。人権庶務課では、内部文書の法規等を担当しているのですが、これからそういった課で打ち合わせをして、我々の課だとデジタルの部分というところは、なかなか詳しくないんですけども、文書の保管方法だったり、どういった形で公文書を管理していくかというところでは話し合っていく予定なので、例えば令和5年度に、そこまですぐに全てがネットワークにつながるということはないと思いますが、今後やっていく中で、おっしゃっていただいた懸念というのは、多分いろんな自治体で出てくると思いますので、当然市の中でも話し合いますし、恐らく実際データを今後どうやって管理していくかは、国全体としても課題になっていく部分かと思しますので、この審議会でどこまでそこに突っ込めるかは、また別問題になってしまうのですけれども、おっしゃっていただいた懸念は、私も今後そういったデジタル化推進の会議に参加すると思いますので、市民の方からこういう意見がありましたということで伝えていきたいと思えます。

御意見ありがとうございます。



○加藤会長

ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

○かしわや委員

こちら、要望になりますけども、

まず、「個人情報の保護について」ということで記載されていますが、情報漏えいなどの防止対策や職員研修を行っている。あとは、委託事業者などに個人情報の適正な管理や安全管理措置を講じさせ、指導・監督します。また、私がお願いしたように、監査も行っていると思いますけれども、これは毎回報告する必要はないかと思えますけれども、例えば半年に1回とか1年に1回、例えばこういった職員を対象に研修を何回行いましたとか、委託の事業者が何社というのはそのときによると思えますけれども、何社に何月頃にこういった監査を行いました、指導しましたというようなことを、可能であればこちらの審議会の方で報告、説明をしていただければ、市民の皆さんも情報漏えいを一番心配していると思うので、安心につながると思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○事務局・奥山市長公室次長兼市政情報課長

今、かしわや委員から御指摘いただいた点ですね、やはり外部委託業者から情報が漏えいするということは、マスコミ等でもいろいろ私どもも聴いておりますので、そうした指導、監督は非常に大事かと思っておりますので、担当課でどのような指導、監督を実施しているかについては、私どもの方で取りまとめて、この審議会に定期的に御報告できればというふうに思っております。

○加藤会長

よろしく申し上げます。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

◎4 事務連絡

◎5 閉会

○加藤会長

以上をもちまして、令和5年度第1回朝霞市情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。